

【交付書面】

証券コード 4107

2025年3月5日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目3番1号

**伊勢化学工業株式会社**

代表取締役  
社長執行役員 平岡正司

## 第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに「第104回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.isechem.co.jp/>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4107/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「伊勢化学工業」又は「コード」に当社証券コード「4107」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R情報」を順に選択の上、「縦覧書類」にございます「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申し上げます。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年3月26日（水曜日）午後5時40分までに議決権行使していただきたくお願い申し上げます。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を2025年3月26日（水曜日）午後5時40分までにご入力いただきたくお願い申し上げます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

### [書面による議決権行使の場合]

本招集通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月26日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　時 2025年3月27日（木曜日）午前10時

2. 場　所 東京都中央区銀座六丁目14番10号  
コートヤード・マリオット銀座東武ホテル 3階「龍田」の間

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 第104期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第104期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- |       |                  |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件         |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件         |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件        |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件        |
| 第5号議案 | 取締役及び監査役の報酬額改定の件 |

### 4. 招集に当たっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- 書面（郵送）により、議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いいたします。
- インターネットと書面（郵送）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱いいたします。  
また、インターネットにより、複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使を有効なものとして取り扱いいたします。

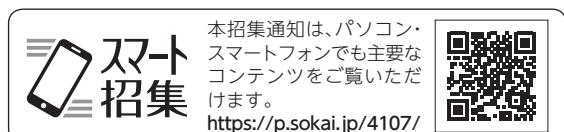
以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類には、当該事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」の記載事項も含まれております。

また、会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類には、当該連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」の記載事項も含まれております。

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページに記載のインターネット上の各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何とぞご理解いただきますよう、お願い申し上げます。





## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使していただきたくお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の三つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

本招集通知と併せてお送りする  
議決権行使書用紙を会場受付に  
ご提出ください。

日 時

2025年3月27日（木曜日）  
午前10時



### インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案  
の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）  
午後5時40分入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集通知と併せてお送りする  
議決権行使書用紙に議案に対する  
賛否をご表示の上、切手を貼  
らずにご投函ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）  
午後5時40分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2、5号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

#### 第3、4号議案

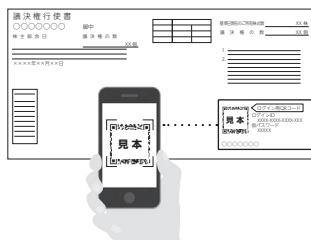
- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に  
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

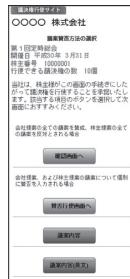
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



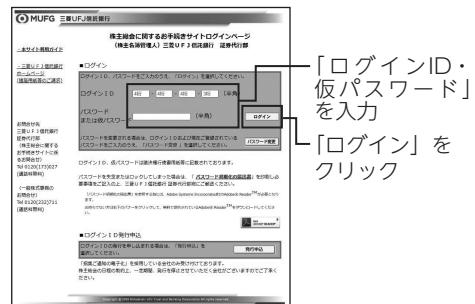
インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

## 事 業 報 告

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当社グループをとり巻く環境は、我が国では景気の緩やかな回復基調が継続し、米国では経済が堅調に推移しているものの、中国経済の減速やユーロ圏経済の停滞、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化によるエネルギー価格等への影響懸念など、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、積極的な国内外の販売活動を実施するとともに、安全安定生産強化と生産性向上に努めてまいりました。

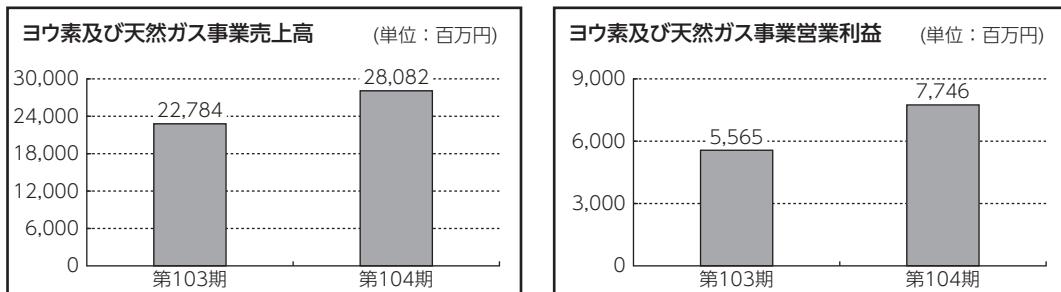
この結果、売上高は前期比68億7千4百万円（26.0%）増の332億8千7百万円、損益面では、営業利益は同23億6千2百万円（44.6%）増の76億5千9百万円となりました。また、経常利益は同23億2千万円（45.3%）増の74億3千7百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同13億9千9百万円（38.1%）増の50億7千1百万円となりました。

## ② 事業別の事業の経過及びその成果

### 【ヨウ素及び天然ガス事業】

ヨウ素及び天然ガス事業では、販売先における製品在庫調整等の影響を受け、ヨウ素製品の販売数量は前期を下回りましたが、ヨウ素の国際市況が引き続き堅調に推移したこと、加えて為替相場が円安になったことにより、売上高は前期を上回りました。営業利益につきましては、上記売上高の増加要因等により、前期を上回りました。

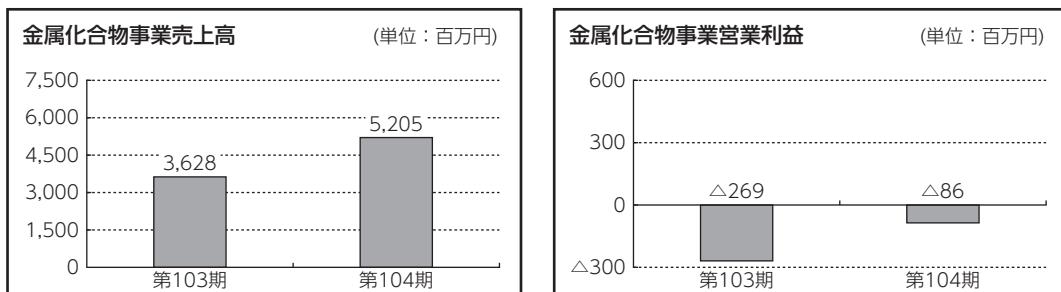
この結果、売上高は前期比52億9千7百万円（23.2%）増の280億8千2百万円、営業利益は同21億8千万円（39.2%）増の77億4千6百万円となりました。



### 【金属化合物事業】

金属化合物事業では、主要製品である塩化ニッケルについて、金属相場の下落の影響を受け、販売価格は前期を下回りましたが、需要の回復により販売数量が増加し、売上高は前期を上回りました。損益面につきましては、上記売上高の販売価格要因等により、営業損失となりました。

この結果、売上高は前期比15億7千6百万円（43.5%）増の52億5百万円、営業損失は8千6百万円（前期は営業損失2億6千9百万円）となりました。



③ 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は28億5千5百万円であります。主なものは、ヨウ素及び天然ガス事業における安定した供給力の確保のための坑井の開発や生産設備の更新等であります。

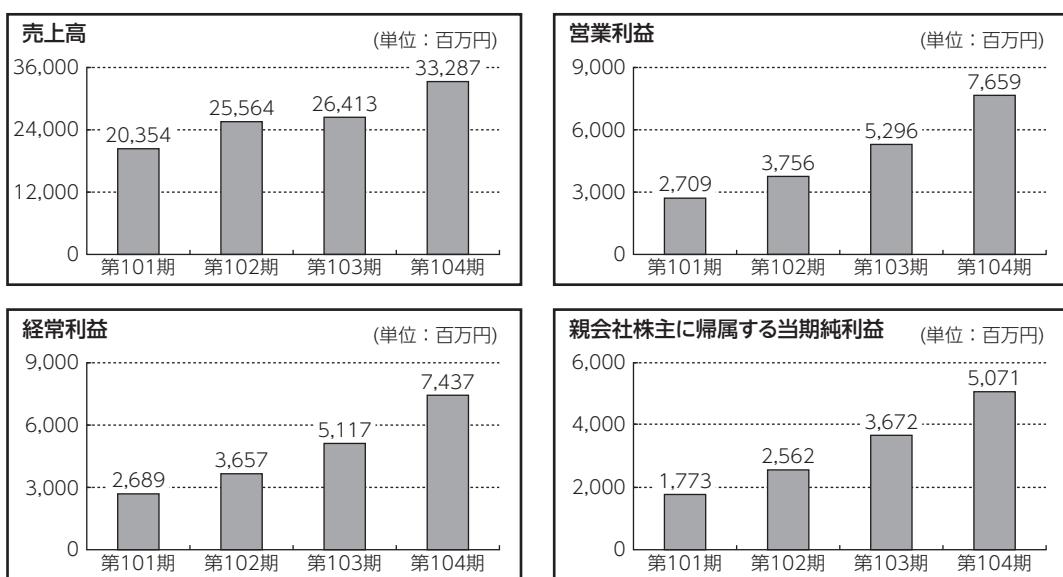
④ 資金調達の状況

所要資金の調達は、自己資金のほか金融機関からの借入れによっております。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第101期 2021年1月1日から 2021年12月31日まで	第102期 2022年1月1日から 2022年12月31日まで	第103期 2023年1月1日から 2023年12月31日まで	第104期 (当連結会計年度) 2024年1月1日から 2024年12月31日まで
売上高 (百万円)	20,354	25,564	26,413	33,287
営業利益 (百万円)	2,709	3,756	5,296	7,659
経常利益 (百万円)	2,689	3,657	5,117	7,437
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,773	2,562	3,672	5,071
1株当たり当期純利益	347円94銭	502円73銭	720円48銭	995円18銭
純資産 (百万円)	27,130	29,220	31,892	35,569
1株当たり純資産	5,321円59銭	5,731円99銭	6,257円43銭	6,979円78銭
総資産 (百万円)	33,415	36,146	40,082	45,251

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により算出しております。  
なお、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

##### a. 親会社との関係

当社の親会社はAGC株式会社で、同社は当社の株式2,692千株(出資比率52.83%)を所有しております。

当社はAGC株式会社に対し、ヨウ素・天然ガスを販売する一方、同社より当社の主要製品であるヨウ素の原料かん水等を仕入れております。

##### b. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引条件については、取締役会規則、業務決裁基準に従い、一般的な取引条件と同等に決定し、取締役会において、取引内容・条件の確認をしております。

また、上場子会社として、より実効的なガバナンス体制を構築することにより、支配株主等との重要な取引等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、独立社外取締役を含む独立役員で構成する「支配株主等との重要な取引等に関する委員会」を設置し、支配株主等との取引条件及び取引条件の決定方針に係る事項について審議及び取締役会に対して助言・提言を行い、取締役会はこの助言・提言を最大限尊重するものとしております。

当事業年度は、「支配株主等との重要な取引等に関する委員会」を合計3回開催し、支配株主等との取引条件及び取引条件の決定方針に係る事項について審議の結果、合理性、妥当性及び公正性があることを確認し、取締役会に報告しております。個々の委員の出席状況は、次のとおりであります。

委員長 柴田堅太郎 (社外取締役) 3回／3回 (100%)

委 員 救仁郷 豊 (社外取締役) 3回／3回 (100%)

委 員 小山 敦 (社外監査役) 3回／3回 (100%)

委 員 吉田 芳一 (社外監査役) 3回／3回 (100%)

委 員 達脇 恵子 (社外監査役) 3回／3回 (100%)

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名 (所在地)	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主要な事業内容
ウッドワード・アイオダイン・コーポレーション (米国 オクラホマ州)	2,680万米ドル	100%	ヨウ素、天然ガスの製造販売

(注) 資本金は、資本金及び資本準備金の合計を記載しております。

#### (4) 対処すべき課題

##### ①会社の経営の基本方針 (経営理念)

当社グループは、「技術革新と創意・工夫に努め、科学・経済の発展に貢献するとともに、社会的責任を果たし、信頼され、価値ある企業として成長します。」の経営理念に基づく経営を目標としております。

##### (経営基本指針)

上記経営理念を実現するため、次の経営基本指針を掲げております。

- a. 「スペシャリティ化学の素材・加工分野」において、お客様のニーズを優先し、お客様の満足を得られる優れた製品とサービスを提供することにより、市場に信頼される企業を目指します。
- b. 「企業の根幹は人なり」の考え方に基づき、社員一人一人の人間性・個性を尊重し、能力の伸長に努めるとともに、仕事を通じて、生甲斐と幸せを実現し、社員として誇りを実感出来る企業を目指します。
- c. 「良き企業市民」として、全ての法律を遵守し、社会規範に基づいて、公正・誠実な企業活動を推進するとともに、自然環境の保護と資源保全に留意し、広く社会の理解と共感を得られる企業を目指します。

##### ②経営環境

ヨウ素の事業環境は、中長期的に世界の中間層人口の増加、発展途上国を中心とした経済成長等により、医療用途を中心に成長が見込まれております。

天然ガスの事業環境につきましては、化石燃料の中では比較的温室効果ガスの排出が少なく、貴重な国内の地産地消のエネルギー資源として重要な役割を果たすことから、当面は堅調な需要が見込まれます。

金属化合物事業では、主力製品である塩化ニッケルは、積層セラミックキャパシタ（MLCC）向けの素材として使用されており、今後の需要は、電子回路の高集積化による電動化、自動運転化の車載用途、通信用途が拡大することから、大きな成長が期待されます。

### ③対処すべき課題

こうした当社グループを取り巻く事業環境を踏まえ、当社といたしましては、ヨウ素及び天然ガス事業では、安全安定操業を最優先として、既存設備の維持・更新を積極的に実施し防災体制を強化し、お客様にご安心いただける供給体制を盤石にしてまいります。また、新規坑井の開発を継続して行い、既存坑井の生産減退を補うとともに供給能力の拡大を目指します。

限られた天然資源の有効活用を図るため、常に最善の製造プロセスを目指し高効率化を図るとともにリサイクルの向上に努め、投資に伴う製造コストの上昇の圧縮を図ってまいります。製造プロセスの高効率化においては、カーボンネットゼロ社会実現に貢献できるよう、省エネルギー化へ一段と注力してまいります。

金属化合物事業では、M L C C 向けの需要拡大に的確にタイミングを合わせ、生産体制を強化してまいるとともに、お客様と連携し一層のコストダウンを図ってまいります。

当社の販売は特定用途の需要に依存するところが大きく、中長期的に安定成長が見込まれるもの、大幅な技術革新により需要が大きく変化することも考えられます。このために新商品開発及び新規事業の創出が急務と考えております。

社内の資源を活用するだけでなく、大学の研究機関との産学連携や外部研究機関と積極的に提携し開発、創出のスピードを上げていく所存です。

このように継続的かつ効率的なサステナビリティ経営及び資本コストや株価を意識した経営を目指して株主の皆様のご期待にお応えし、安定的に成長を図ってまいります。

### ④経営目標

コンスタントな需要増加に支えられて、事業全体の市場規模は、年々拡大しております。

このような事業環境を活かし、新規坑井開発、送水・送ガス配管の新設・更新等の設備投資に、引き続き積極的に資金を投じてまいります。

当事業年度以降の財務目標につきましては、中期計画の積極的投資継続を踏まえ、キャッシュ・フローをより重視したE B I T D A を採用するとともに、資本効率の指標としてR O E (自己資本利益率) を継続採用し、以下のとおり設定いたしました。

- ・ E B I T D A 額は、70億円以上
- ・ R O E (自己資本利益率) は、6%以上を維持し、中期目標として安定的に10%以上

当事業年度の達成状況は、以下のとおりありました。

- ・ E B I T D A 額は、96.3億円 ⇒ 達成
- ・ R O E (自己資本利益率) は、15.0% ⇒ 達成

なお、当事業年度までの達成状況を勘案して、より高い目標に挑戦するため、次事業年度以降の財務目標につきましては、以下のとおり変更いたしました。

- ・ E B I T D A 額は、70億円以上
- ・ R O E (自己資本利益率) は、中期目標として安定的に10%以上

(5) **主要な事業内容** (2024年12月31日現在)

- ① 次の各種製品の製造、加工並びに売買
  - a. ヨウ素及びその化合物等
  - b. ニッケル、コバルト等の金属及びこれ等の化合物
- ② 前①a.、①b.に掲げる製品の製造加工に関する設備装置の設計、製作、施工
- ③ 天然ガスの採取及び売買

(6) **主要な事業所** (2024年12月31日現在)

① 当社の事業所	所在地
本社	東京都中央区
一宮工場	千葉県長生郡一宮町
白里工場	千葉県大網白里市
白子工場	千葉県長生郡白子町
宮崎工場	宮崎県宮崎市
千葉工場	千葉県市原市
研究所	千葉県長生郡白子町
② 子会社の事業所	所在地
ウッドワード・アイオライン・コーポレーション	米国 オクラホマ州

(7) **従業員の状況** (2024年12月31日現在)

- ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
323名	2名減

(注) 従業員数は就業人員であります。

- ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
295名	1名減	40.4歳	15.4年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) **主要な借入先** (2024年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	260百万円
株式会社みずほ銀行	240百万円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 14,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,135,135株
- ③ 株主数 7,807名
- ④ 大株主 (上位10名)

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
				株			%		
A G C	株 式 会 社		2,692,009			52.83			
三 菱 商 事	株 式 会 社		577,604			11.33			
株 式 会 社	萬 富		141,400			2.77			
B N Y M S A / N V F O R B N Y M F O R B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T S M L S C B R D			86,932			1.71			
株 式 会 社 合 同 資 源			40,000			0.78			
B N Y M S A / N V F O R B N Y M F O R B N Y M G C M C L I E N T A C C T S M I L M F E			33,072			0.65			
樂 天 証 券 株 式 会 社			26,100			0.51			
U B S A G L O N D O N A S I A E Q U I T I E S			23,514			0.46			
株 式 会 社 S B I 証 券			23,236			0.46			
瀬 川 祥 子			14,500			0.28			

(注) 1. 上記のほか、当社が保有する自己株式が39,078株あります。  
 2. 持株比率は自己株式39,078株を控除して算出しております。

(2) 会社役員の状況 (2024年12月31日現在)

① 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役	平 岡 正 司	社長執行役員
取締役	菅 秀 章	専務執行役員管理本部長
取締役	柴 田 堅太郎	弁護士 ラサールロジポート投資法人監督役員 株式会社東和エンジニアリング社外取締役
取締役	救 仁 郷 豊	日本製紙株式会社社外取締役 千代田化工建設株式会社社外取締役
取締役	藤 木 洋	
取締役	後 藤 道 隆	AGC株式会社化学品カンパニー企画管理室長 明和産業株式会社社外取締役(監査等委員)
常勤監査役	原 和 弘	
監査役	小 山 敦	株式会社萬富代表取締役社長 萬富興産株式会社代表取締役社長
監査役	吉 田 芳 一	税理士 澁澤倉庫株式会社社外監査役
監査役	達 脇 恵 子	

- (注) 1. 取締役 柴田堅太郎、救仁郷 豊及び藤木 洋の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役 小山 敦、吉田芳一及び達脇恵子の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 取締役 柴田堅太郎氏は、弁護士の資格を有しております。  
 4. 監査役 吉田芳一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 取締役 柴田堅太郎及び救仁郷 豊並びに監査役 小山 敦、吉田芳一及び達脇恵子の各氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役等であるものを除く)及び各監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く)又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役としての優秀な人材確保及び経営判断又は職務執行が過度に保守的とならないようすること等を目的とし、すべての取締役及び監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険者との間で締結しております。

#### a. 填補の対象とされる保険事故の概要等

被保険者である取締役及び監査役がその職務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことによって被る損害及び当該損害賠償請求に関する争訟費用等であります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

#### b. 保険料

全額会社負担としております。

### ④ 事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
大竹たかし	2024年3月27日	任期満了	監査役（社外） 弁護士

### ⑤ 取締役及び監査役の報酬等

#### a. 役員の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、2022年7月27日開催の取締役会におきまして、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等につきまして、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当社取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

さらに、当社は、2024年3月27日付で、上場子会社として、より実効的なガバナンス体制を構築することにより、少数株主の利益の更なる保護を図るため、取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任を強化することを目的として、指名・報酬委員会を設置いたしました。当該委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の選任及び解任並びに報酬等について審議をし、取締役会に対して答申を行い、取締役会はこの答申を最大限尊重するものといたします。当該委員会の委員は、取締役会の決議によって選任された取締役3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役といたします。また、当該委員会の委員長は、当該委員会の決議によって独立社外取締役の中から選定いたします。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は、以下(a)から(d)に記載のとおりであります。なお、監査役の報酬等は、監査役の協議により決定しております。

(a) 基本方針

当社取締役の報酬等は、金銭報酬によることとし、個人別の報酬等の内容についての決定に際しては、当社と同程度の事業規模及び関連する業種・業態に属する企業の報酬水準（以下「他社水準」といいます。）等を踏まえた適正な水準とし、株主総会で決議された限度額内で、取締役会の決議により、決定することを基本方針としております。

(b) 基本報酬の額

当社取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を総合的に勘案の上、取締役会の決議により、決定するものとしております。

(c) 業績連動報酬の内容及び額の算定方法

当社取締役の業績連動報酬は、他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を勘案して定める役位ごとの基準額に、経営目標の指標と一致する以下の③から④までの3指標（連結ベースの実績）を基に算定した支給率を乗じて算出された額の妥当性について、指名・報酬委員会に諮問し、当該委員会の答申を最大限尊重の上、取締役会の決議により、賞与として毎年3月に金銭で支給するものとしております。

③ EBITDA額

④ 総資産EBITDA率

⑤ ROE（自己資本利益率）の過去3年平均に対する改善度合い

(d) 基本報酬の額と業績連動報酬の額の割合

① 業務執行取締役の基本報酬の額と業績連動報酬の額の割合については、他社水準、当社業績、従業員給与の水準等のほか、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう総合的に勘案し、代表取締役兼社長執行役員と管理部門担当取締役で協議した結果の妥当性について、指名・報酬委員会に諮問し、当該委員会の答申を最大限尊重の上、取締役会決議により、決定するものとしております。なお、代表取締役の当該割合については、おおむね基本報酬6割、業績連動報酬4割を基本とするものとしております。

② 非業務執行取締役の報酬は、基本報酬のみとするものとしております。

b. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

2021年3月26日開催の定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額は、年額96百万円以内（うち社外取締役分24百万円以内）、監査役の報酬限度額は、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は、4名であります。

c. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	員数	基本報酬	業績連動報酬(賞与)	計
取締役	6名	46百万円	18百万円	65百万円
(うち社外取締役)	(3名)	(18百万円)	(一百万円)	(18百万円)
監査役	5名	26百万円	-一百万円	26百万円
(うち社外監査役)	(4名)	(14百万円)	(一百万円)	(14百万円)
合計	11名	73百万円	18百万円	92百万円
(うち社外)	(7名)	(32百万円)	(一百万円)	(32百万円)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。

2. 業績連動報酬(賞与)は、当事業年度に係るものであります。

3. 業績連動報酬は、他社水準、当社業績、従業員給与の水準等を勘案して定める役位ごとの基準額に、経営目標の指標と一致するEBITDA額、総資産EBITDA率及びROE(自己資本利益率)の過去3年平均に対する改善度合いの3指標(連結ベースの実績)を基に算定した支給率を乗じて算出された額を、取締役会の決議により、賞与として毎年3月に金銭で支給するものとしております。当該3指標の実績は、以下のとおりであります。

(1) EBITDA額 9,634百万円

(2) 総資産EBITDA率 22.6%

(3) ROE(自己資本利益率)の過去3年平均に対する改善度合い 5.8

⑥ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

① 取締役 柴田堅太郎氏は、ラサールロジポート投資法人の監督役員及び株式会社東和エンジニアリングの社外取締役を兼務しております。

なお、当社とラサールロジポート投資法人及び株式会社東和エンジニアリングとの間には特別の利害関係はありません。

② 取締役 救仁郷 豊氏は、日本製紙株式会社及び千代田化工建設株式会社の社外取締役を兼務しております。

なお、当社と日本製紙株式会社及び千代田化工建設株式会社との間には特別の利害関係はありません。

③ 監査役 小山 敦氏は、株式会社萬富及び萬富興産株式会社の代表取締役社長を兼務しております。

なお、当社と株式会社萬富及び萬富興産株式会社との間には特別の利害関係はありません。

④ 監査役 吉田芳一氏は、澁澤倉庫株式会社の社外監査役を兼務しております。

なお、当社と澁澤倉庫株式会社との間には特別の利害関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

役員区分	氏名	主な活動状況
取締役	柴田 堅太郎	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験並びにコーポレートガバナンス及びコンプライアンスに関する高度な知見を活かし、取締役会において、当社グループの経営体制及びコーポレートガバナンスの更なる強化に向けた発言を積極的に行うとともに、「支配株主等との重要な取引等に関する委員会」委員長及び「指名・報酬委員会」委員として、支配株主等との取引条件及び取引条件の決定方針並びに取締役の指名及び報酬等に係る事項等について審議及び取締役会に対し、助言・提言を行っております。
取締役	救仁郷 豊	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、企業経営及びエネルギー関連事業についての豊富な経験及び高度な知見を活かし、取締役会において、当社グループの経営体制及びコーポレートガバナンスの更なる強化に向けた発言を積極的に行うとともに、「指名・報酬委員会」委員長及び「支配株主等との重要な取引等に関する委員会」委員として、取締役の指名及び報酬並びに支配株主等との取引条件及び取引条件の決定方針に係る事項等について審議及び取締役会に対して助言・提言を行っております。
取締役	藤木 洋	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、当社グループ事業及び企業経営についての豊富な経験及び高度な知見を活かし、取締役会において、当社グループの経営体制及びコーポレートガバナンスの更なる強化に向けた発言を積極的に行うとともに、当社グループの経営全般に対し、助言・提言を行っております。
監査役	小山 敦	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験及び高度な知見を活かし、取締役会及び監査役会において、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定過程が適正であるかどうか等の観点から、議案・審議等につき必要に応じ、意見を述べるとともに、「支配株主等との重要な取引等に関する委員会」委員として、支配株主等との取引条件及び取引条件の決定方針に係る事項等について審議及び取締役会に対し、助言・提言を行っております。

役員区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	吉田芳一	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、税理士としての豊富な経験並びに財務及び会計に関する高度な知見を活かし、取締役会及び監査役会において、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定過程が適正であるかどうか等の観点から、議案・審議等につき必要に応じ、意見を述べるとともに、「支配株主等との重要な取引等に関する委員会」委員として、支配株主等との取引条件及び取引条件の決定方針に係る事項等について審議及び取締役会に対し、助言・提言を行っております。
監査役	達脇恵子	2024年3月27日就任後、当事業年度に開催された取締役会9回すべてに出席し、また、2024年3月27日就任後、当事業年度に開催された監査役会9回すべてに出席し、サステナビリティ、リスクマネジメント、内部監査及びコーポレートガバナンス等についての高度な知見を活かし、取締役会及び監査役会において、取締役の職務執行及び取締役会決議における意思決定過程が適正であるかどうか等の観点から、議案・審議等につき必要に応じ、意見を述べるとともに、「支配株主等との重要な取引等に関する委員会」委員として、支配株主等との取引条件及び取引条件の決定方針に係る事項等について審議及び取締役会に対し、助言・提言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 継続監査期間 19年間
- ③ 当事業年度に係る報酬等の額
- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額    | 31百万円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 | 31百万円 |
| 財産上の利益の合計額                 |       |
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
- ④ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由  
監査役会は、会計監査人の報酬等について、会計監査人の監査実績、当事業年度の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、その内容は妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- ⑤ 重要な子会社であるウッドワード・アイオダイン・コーポレーションの会計監査人は、Arledge & Associates,P.C. あります。
- ⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。  
また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- ⑦ 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率については、表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

## 連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 额	科 目	金 额
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	28,085	流動負債	8,189
現金及び預金	5,688	買掛金	3,830
売掛金	8,920	短期借入金	500
有価証券	2,999	リース債務	23
商品及び製品	6,333	未払金	1,308
仕掛品	736	未払費用	169
原材料及び貯蔵品	3,292	未払法人税等	1,712
前払費用	98	賞与引当金	229
その他の	18	役員賞与引当金	18
貸倒引当金	△1	資産除去債務	2
固定資産	17,165	その他の	394
有形固定資産	15,853	固定負債	1,492
建物及び構築物	4,613	リース債務	37
機械装置及び運搬具	6,454	退職給付に係る負債	1,142
工具器具備品	232	資産除去債務	310
土地	2,018	その他の	1
リース資産	55	負債合計	9,681
建設仮勘定	2,479	(純資産の部)	
無形固定資産	643	株主資本	34,971
その他の	643	資本金	3,599
投資その他の資産	668	資本剰余金	3,933
長期前払費用	45	利益剰余金	27,585
繰延税金資産	534	自己株式	△146
長期貸付金	3	その他の包括利益累計額	597
その他の	84	その他有価証券評価差額金	△0
貸倒引当金	△0	為替換算調整勘定	524
資産合計	45,251	退職給付に係る調整累計額	73
		純資産合計	35,569
		負債及び純資産合計	45,251

## 連結損益計算書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目		金額
売 上 高		33,287
売 上 原 価		23,178
売 上 総 利 益		10,109
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,450
営 業 利 益		7,659
営 業 外 収 益		13
受 取 利 息 他	12	
そ の 他	1	
営 業 外 費 用		235
支 払 利 息 損 益	2	
為 替 差 損 益	233	
経 常 利 益		7,437
特 別 利 益		3
固 定 資 産 売 却 益	2	
環 境 対 策 引 当 金 戻 入 額	1	
特 別 損 失		29
固 定 資 産 除 却 損	29	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		7,411
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,368
法 人 税 等 調 整 額		△28
当 期 純 利 益		5,071
非 支 配 株 主 に 役 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 役 属 す る 当 期 純 利 益		5,071

## 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 產	27,542	流 動 負 債	8,001
現 金 及び 預 金	5,140	買 掛 金	3,711
売 掛 金	8,355	短 期 借 入 金	500
有 働 証 券	2,999	リ 一 ス 債 務	23
商 品 及び 製 品	6,071	未 払 金	1,239
仕 掛 品	697	未 払 費 用	169
原 料 物 及び 貯 藏 品	3,231	未 払 法 人 税 等	1,712
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	949	賞 与 引 当 金	229
前 払 費 用	90	役 員 賞 与 引 当 金	18
そ の 他	8	資 産 除 去 債 務	2
貸 倒 引 当 金	△1	そ の 他	394
固 定 資 產	17,087	固 定 負 債	1,315
有 形 固 定 資 產	13,195	リ 一 ス 債 務	37
建 物	2,193	退 職 給 付 引 当 金	1,134
構 築 物	2,374	資 産 除 去 債 務	143
機 械 及び 装 置	3,860	そ の 他	1
車両 運 搬 具	0	負 債 合 計	9,317
工 具 器 具 備 品	232	(純資産の部)	
土 地	1,999	株 主 資 本	35,313
リ 一 ス 資 產	55	資 本 金	3,599
建 設 仮 勘 定	2,479	資 本 剰 余 金	3,933
無 形 固 定 資 產	118	資 本 準 備 金	3,931
そ の 他	118	そ の 他 資 本 剰 余 金	1
投 資 そ の 他 の 資 產	3,773	利 益 剰 余 金	27,926
関 係 会 社 株 式	1,523	利 益 準 備 金	382
長 期 貸 付 金	3	そ の 他 利 益 剰 余 金	27,544
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,581	別 途 積 立 金	7,510
長 期 前 払 費 用	45	繰 越 利 益 剰 余 金	20,034
繰 延 税 金 資 產	534	自 己 株 式	△146
そ の 他	84	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△0
貸 倒 引 当 金	△0	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△0
資 產 合 計	44,630	純 資 產 合 計	35,313
		負 債 及び 純 資 產 合 計	44,630

## 損 益 計 算 書

(2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 高	30,218
売 上 原 価	20,022
売 上 総 利 益	10,195
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,140
營 業 利 益	8,055
營 業 外 収 益	163
受 取 利 息	162
そ の 他	1
營 業 外 費 用	235
支 払 利 息	2
為 替 差 損	233
經 常 利 益	7,983
特 別 利 益	3
固 定 資 産 売 却 益	2
環 境 対 策 引 当 金 戻 入 額	1
特 別 損 失	29
固 定 資 産 除 却 損	29
稅 引 前 当 期 純 利 益	7,957
法 人 稅、住 民 稅 及 び 事 業 稅	2,368
法 人 稅 等 調 整 額	△28
当 期 純 利 益	5,617

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月4日

伊勢化学工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 梶 原 崇 宏  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊勢化学工業株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊勢化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月4日

伊勢化学工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人  
東京事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 梶 原 崇 宏  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊勢化学工業株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役会や会計監査人、内部監査部門との協議においても子会社の事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月5日

伊勢化学工業株式会社 監査役会  
常勤監査役 原 和 弘 印  
社外監査役 小 山 敦 印  
社外監査役 吉 田 芳 一 印  
社外監査役 達 脇 恵 子 印

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元に努めることを経営上の重要課題と考えております、利益配分につきましては、安定的な配当を維持することを基本としつつ、当期の業績及び中長期的な経営基盤の強化に向けた諸施策等を総合的に勘案して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、当期の業績及び中長期的な業績動向並びに設備投資計画等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金200円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、1,019,211,400円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

### (1) 提案の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剩余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、所要の変更を行うものであります。

### (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第6章 計 算 第37条 (条文省略) 第38条 (期末配当) <p>当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剩余金の期末配当を行う。</p> <p>第39条 (中間配当) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当を行うことができる。</p> <p>第40条 (条文省略)</p>	第6章 計 算 第37条 (現行どおり) 第38条 (剩余金の配当等の決定機関) <p>当会社は、剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>第39条 (剩余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2) 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。 3) 前2項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふり 氏	がな 名	当社における地位及び担当	取締役会 出席状況 (2024年度)
1 新任	かず 粕 谷 俊 郎	よしろう	顧問	—
2 再任	かん 菅 秀 章	ひで あき	取締役 兼専務執行役員管理本部長	12/12回 100%
3 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	しば 柴 田 堅太郎	けんたろう	取締役	12/12回 100%
4 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	くにごう 救仁郷 豊	ゆたか	取締役	12/12回 100%
5 <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外	そえ 副 島 大 資	だい すけ	—	—
6 再任	ご 後 藤 道 隆	みち たか	取締役	12/12回 100%

候補者番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p style="text-align: center;">新任</p> <p>かず や とし ろう 粕 谷 俊 郎 (1962年4月20日生)</p>		<p>2005年4月 旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）板ガラスカンパニー日本・アジア本部企画・管理室長</p> <p>2006年11月 AFGインダストリーズ株式会社Director Planning</p> <p>2008年7月 旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）財務企画室管理会計グループリーダー</p> <p>2011年1月 同社電子カンパニー管理室長</p> <p>2015年8月 同社経理・財務室企画・管理グループリーダー兼財務グループリーダー</p> <p>2017年1月 同社執行役員経理・財務部長</p> <p>2021年1月 AGC株式会社常務執行役員経理・財務部長</p> <p>2025年1月 同社常務執行役員社長付（現在に至る）</p> <p>2025年1月 当社顧問（現在に至る）</p>	100株
【取締役候補者とした理由】				・粕谷俊郎氏は、当社の親会社でありますAGC株式会社におきまして、経理、財務及び企画・管理部門等に携わり、2006年11月からAFGインダストリーズ株式会社Director Planning、2017年1月から旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）執行役員経理・財務部長、2021年1月からAGC株式会社常務執行役員経理・財務部長を務めるなど、財務、会計及び企業経営についての豊富な経験及び高度な知見を有しております。これらの経験及び知見を活かし、当社グループの重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といったしました。

候補者番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>かん 菅 秀 章 (1960年10月4日生)</p>		<p>2009年9月 旭硝子株式会社（現 AGC 株式会社）化学品カンパニー企画・管理室経理グループリーダー</p> <p>2011年5月 同社経理・財務室財務グループリーダー</p> <p>2013年1月 同社経理・財務室企画管理グループリーダー兼経理・財務室財務グループリーダー</p> <p>2015年8月 同社経理・財務室経理グループリーダー</p> <p>2017年7月 同社化学品カンパニー管理室長</p> <p>2018年3月 当社取締役</p> <p>2019年1月 AGC 株式会社化学品カンパニー企画管理室長</p> <p>2021年3月 当社取締役兼常務執行役員管理本部長兼管理本部総務部長兼管理本部経理部長</p> <p>2022年2月 当社取締役兼常務執行役員管理本部長兼管理本部総務部長</p> <p>2022年3月 当社取締役兼専務執行役員管理本部長兼管理本部総務部長</p> <p>2024年4月 当社取締役兼専務執行役員管理本部長（現在に至る）</p>	300株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>・菅 秀章氏は、当社の親会社であります AGC 株式会社におきまして、経理、財務及び管理部門等に携わり、2018年3月からは当社取締役、2021年3月からは当社取締役兼常務執行役員管理本部長、2022年3月からは当社取締役兼専務執行役員管理本部長を務めており、当社事業並びに財務、会計及び企業経営についての豊富な経験及び高度な知見を有しております。これらの経験及び知見を活かし、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。</p> <p>【取締役会への出席状況（当期）】 12回中12回</p>				

候補者番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">柴田 堅太郎 (1975年6月23日生)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役候補者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立役員</div>		<p>2001年10月 弁護士登録（現在に至る）  長谷川俊明法律事務所</p> <p>2006年10月 長島・大野・常松法律事務所</p> <p>2014年2月 柴田・鈴木・中田法律事務所開設  同パートナー（現在に至る）</p> <p>2015年10月 ラサールロジポート投資法人監督役員（現在に至る）</p> <p>2017年8月 株式会社東和エンジニアリング  社外取締役（現在に至る）</p> <p>2021年3月 当社社外取締役（現在に至る）</p>	100株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>・柴田堅太郎氏は、弁護士の資格を有しており、コーポレートガバナンス及びコンプライアンス等についての豊富な経験及び高度な知見を有しております。これらの経験及び知見を活かし、当社グループの経営全般に対し提言をいただくことにより、当社グループの経営体制及びコーポレートガバナンスの更なる強化が期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が社外取締役に選任された場合は、「支配株主等との重要な取引等に関する委員会」の委員長及び「指名・報酬委員会」の委員として、支配株主等との取引条件及び取引条件の決定方針並びに取締役の指名及び報酬の決定等に係る事項について、審議及び取締役会に対して助言・提言を行っていただく予定であります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはございませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p> <p><b>【当社の社外取締役に就任してからの年数】</b> 4年（本総会終結時）  <b>【取締役会への出席状況（当期）】</b> 12回中12回</p>				

候補者番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4		再任 くにごう 救仁郷 豊 (1954年11月17日生) 社外取締役候補者 独立役員	<p>2007年4月 東京ガス株式会社執行役員資源事業本部原料部長</p> <p>2010年4月 同社常務執行役員資源事業本部長</p> <p>2013年6月 同社取締役常務執行役員エネルギー生産本部長</p> <p>2014年4月 同社代表取締役副社長執行役員エネルギーソリューション本部長</p> <p>2015年4月 同社代表取締役副社長執行役員電力事業計画部、事業革新プロジェクト部、営業イノベーションプロジェクト部担当</p> <p>2016年4月 同社代表取締役副社長執行役員電力事業統括、エネルギー生産本部長、電力事業計画部担当</p> <p>2017年4月 東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社取締役会長</p> <p>2020年6月 日本製紙株式会社社外取締役（現在に至る）</p> <p>2022年3月 当社社外取締役（現在に至る）</p> <p>2022年6月 千代田化工建設株式会社社外取締役（現在に至る）</p>	1,400株

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

- ・救仁郷 豊氏は、東京ガス株式会社におきまして、エンジニアリング、人事、調達、営業、海外事業部門等に携わり、2014年4月から同社代表取締役副社長執行役員を務めており、企業経営及びエネルギー関連事業についての豊富な経験及び高度な知見を有しております。これらの経験及び知見を活かし、当社グループの経営全般に対し提言をいただくことにより、当社グループの経営体制及びコーポレートガバナンスの更なる強化が期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。また、同氏が社外取締役に選任された場合は、「指名・報酬委員会」の委員長及び「支配株主等との重要な取引等に関する委員会」の委員として、取締役の指名及び報酬の決定並びに支配株主等との取引条件及び取引条件の決定方針等に係る事項について、審議及び取締役会に対して助言・提言を行っていただく予定であります。

【当社の社外取締役に就任してからの年数】 3年（本総会終結時）

【取締役会への出席状況（当期）】 12回中12回

候補者番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p style="text-align: center;">新任</p> <p style="text-align: center;">そえ じま だい すけ 副 島 大 資 (1959年1月17日生)</p> <p style="text-align: center;">社外取締役候補者</p>	<p>1991年6月 三菱商事株式会社化学品統括部 経営企画担当</p> <p>1995年6月 米国三菱商事会社ワシントン事務所マネージャー</p> <p>1997年2月 同社本店Investment &amp; Development マネージャー</p> <p>2004年8月 Mitsubishi International Food Ingredients Inc., President &amp; CEO</p> <p>2007年10月 米国三菱商事会社本店Chemicals Group Vice President</p> <p>2009年6月 三菱商事株式会社フェニックス ユニットマネージャー</p> <p>2013年4月 同社フェニックス部長</p> <p>2014年6月 明和産業株式会社社外取締役</p> <p>2015年7月 北米三菱商事会社本店Chemicals Group Vice President</p> <p>2019年2月 同社本店ビジネス開発シニアア ドバイザー</p>	500株	
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>・副島大資氏は、三菱商事株式会社及び同社米国子会社におきまして、化学品部門等に携わり、2004年8月からMitsubishi International Food Ingredients Inc. President &amp; CEO、2007年10月から米国三菱商事会社本店Chemicals Group Vice President、2015年7月から北米三菱商事会社本店Chemicals Group Vice Presidentを務めており、当社事業並びに企業経営及びM&amp;Aについての豊富な経験及び高度な知見を有しております。これらの経験及び知見を活かし、当社グループの経営全般に対し提言をいただくことにより、当社グループの経営体制及びコーポレートガバナンスの更なる強化が期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>				

候補者番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<p style="text-align: center;">再任</p> <p>ご 後 藤 道 隆 (1966年5月5日生)</p>		<p>2009年8月 旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）経理・財務室財務グループ国内財務チームリーダー</p> <p>2011年5月 同社化学品カンパニー管理室経理グループリーダー</p> <p>2015年6月 アサヒマス板硝子株式会社 CFO</p> <p>2017年8月 旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）先進機能ガラス事業本部企画管理室長</p> <p>2019年8月 AGC株式会社経理・財務部財務企画グループリーダー</p> <p>2021年2月 同社化学品カンパニー企画管理室長（現在に至る）</p> <p>2021年3月 当社取締役（現在に至る）</p> <p>2021年6月 明和産業株式会社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）</p>	一株

【取締役候補とした理由】

・後藤道隆氏は、当社の親会社でありますAGC株式会社におきまして、経理、財務及び管理部門並びに同社海外子会社でありますアサヒマス板硝子株式会社CFO等を歴任し、財務及び企業経営についての豊富な経験及び高度な知見を有しております。これらの経験及び知見を活かし、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といったしました。

【取締役会への出席状況（当期）】 12回中12回

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 粕谷俊郎及び菅 秀章の両氏は、過去10年間において、AGC株式会社の業務執行者でしたが、同社は当社の親会社として、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。両氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上表「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 副島大資氏は、過去10年間において、三菱商事株式会社の業務執行者でしたが、同社は当社の主要な取引先として、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上表「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
4. 後藤道隆氏は、AGC株式会社の業務執行者であり、過去10年間においても同社の業務執行者でしたが、同社は当社の親会社として、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。同氏の同社における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上表「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
5. 後藤道隆氏は、過去10年間において、アサヒマス板硝子株式会社のCFOでしたが、同社は当社の親会社の子会社として、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上表「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
6. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が期待される役割を十分に発揮

できる体制を整えるため、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

柴田堅太郎、救仁郷 豊及び後藤道隆の各氏がそれぞれ選任され、取締役に就任した場合、業務を執行しない取締役とする予定でありますので、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、副島大資氏が選任され、取締役に就任した場合、業務を執行しない取締役とする予定でありますので、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、取締役としての優秀な人材確保及び経営判断が過度に保守的とならないようにすること等を目的とし、すべての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険者との間で締結しており、同内容での更新を予定しております。各候補者がそれぞれ選任され、取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の概要は、以下のとおりであります。

① 填補の対象とされる保険事故の概要

被保険者である取締役がその職務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされたことによって被る損害及び当該損害賠償請求に関する争訟費用等であります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

② 保険料

全額会社負担としております。

8. 柴田堅太郎及び救仁郷 豊の両氏は、それぞれ東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の候補者であります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 原 和弘及び吉田芳一の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふり 氏  名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<div style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>            はら 原 和 弘            (1960年12月6日生)         </div>	2010年4月 旭硝子株式会社（現AGC株式会社）化学品カンパニー事業統括本部生産・技術部製造グループ主幹 2011年3月 同社化学品カンパニー事業統括本部管理統括グループ主幹 2014年12月 同社鹿島工場化学品部業務改善室室長 2016年12月 同社化学品カンパニー技術統括本部生産技術部主幹 2017年2月 同社千葉工場生産管理部部長 2021年2月 当社顧問 2021年3月 当社常勤監査役（現在に至る）	一株
<b>【監査役候補者とした理由】</b> ・原 和弘氏は、当社の親会社でありますAGC株式会社におきまして、生産技術及び生産管理部門等を歴任し、2021年3月からは当社常勤監査役を務めており、当社事業並びに化学製品の製造技術及び製造管理等についての豊富な経験及び高度な知見を有しております。これらの経験及び知見を活かし、当社グループの監査体制強化に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、監査役候補者といたしました。 <b>【取締役会への出席状況（当期）】</b> 12回中12回 <b>【監査役会への出席状況（当期）】</b> 12回中12回			

候補者番号	ふり 氏 (生年月日)	がな 名	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p style="text-align: center;">新任</p> <p>かき うち まこと 垣 内 良 (1961年8月24日生)</p> <p style="text-align: center;">社外監査役候補者</p> <p style="text-align: center;">独立役員</p>		<p>2009年7月 東松山税務署長      2019年7月 国税庁長官官房首席国税庁監察官      2021年7月 熊本国税局長      2022年7月 退官      2022年8月 垣内 良税理士事務所開設（現在に至る）      2023年4月 日本郵政株式会社企画役（現在に至る）      2024年6月 富士古河E &amp; C株式会社社外監査役</p>	一株

【社外監査役候補者とした理由】

- 垣内 良氏は、国税職員及び税理士としての豊富な経験並びに財務及び会計に関する高度な知見を有しております。これらの経験及び知見を活かし、当社グループの監査体制強化に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外監査役候補者といたしました。また、同氏が社外監査役に選任された場合は、「支配株主等との重要な取引等に関する委員会」の委員として、支配株主等との取引条件及び取引条件の決定方針等に係る事項について、審議及び取締役会に対して助言・提言を行っていただく予定であります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことにはございませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 原 和弘氏は、過去10年間において、AGC株式会社の業務執行者でしたが、同社は当社の親会社として、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上表「略歴、地位及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 当社は、監査役がその期待される役割を十分に発揮できる体制を整えるため、すべての監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度としております。なお、当該責任限度が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
- 原 和弘氏が選任され、監査役に就任した場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、垣内 良氏が選任され、監査役に就任した場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査役としての優秀な人材確保及び職務執行が過度に保守的とならないようにすること等を目的とし、すべての監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険者との間で締結しており、同内容での更新を予定しております。原 和弘及び垣内 良の両氏がそれぞれ選任され、監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の概要は、以下のとおりであります。
- ① 填補の対象とされる保険事故の概要  
 被保険者である監査役がその職務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなさ

れたことによって被る損害及び当該損害賠償請求に関する争訟費用等であります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

② 保険料

全額会社負担としております。

5. 垣内 良氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の候補者であります。

## 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

取締役及び監査役の報酬額につきまして、次のとおり改定いたしたいと存じます。

### 1. 議案の内容並びに提案及び変更の理由

#### (1) 取締役の報酬額改定

当社の取締役の報酬額は、2021年3月26日開催の第100回定時株主総会において、年額96百万円以内（うち社外取締役分年額24百万円以内）と決議いただき、今日に至っておりますが、「支配株主等との重要な取引等に関する委員会」及び「指名・報酬委員会」の設置等により、昨今、社外取締役の責務及び期待される役割が増大していること等を勘案し、取締役報酬額のうち社外取締役分を増額し、年額100百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内・使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まない）に改定いたしたいと存じます。

#### (2) 監査役の報酬額改定

当社の監査役の報酬額は、2021年3月26日開催の第100回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただき、今日に至っておりますが、「支配株主等との重要な取引等に関する委員会」の設置等により、昨今、監査役の責務及び期待される役割が増大していること等を勘案し、年額35百万円以内に改定いたしたいと存じます。

### 2. 取締役の報酬額改定の内容を相当とする理由

「1. (1)取締役の報酬額改定」につきましては、当社の事業規模、取締役報酬体系やその支給水準、現在の取締役員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、過半数の独立社外取締役で構成される「指名・報酬委員会」への諮問を経て取締役会で決定の上、報酬額をご提案しており、本議案の内容は、相当であると判断しております。なお、当社の「役員の報酬等の内容についての決定に関する方針」は、事業報告（17ページ及び18ページ「2. (2) ⑤ a.」）に記載のとおりであります。

### 3. 報酬額改定に係る取締役及び監査役の員数

第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本総会終結時の取締役は6名（うち社外取締役3名）となり、現在の取締役の員数から変更はありません。また、第4号議案「監査役2名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本総会終結時の監査役は4名となり、現在の監査役の員数から変更はありません。

役員区分	報酬年額（現行） (2021年3月26日第100回定時株主総会決議)	報酬年額（改定案）
取締役	96百万円以内	100百万円以内
（うち社外取締役）	24百万円以内	30百万円以内
監査役	30百万円以内	35百万円以内

以上

メモ

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区銀座六丁目14番10号  
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 3階 「龍田」の間  
電話 03-3546-0111 (代表)



### 交通機関

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 東銀座駅下車（A 1出口）徒歩3分  
東京メトロ銀座線・丸ノ内線 銀座駅下車（A 3出口）徒歩5分  
JR新橋駅下車（銀座口）徒歩8分

